議案第１０７号

渋川市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月３０日提出

渋川市長　星　名　建　市

渋川市下水道条例の一部を改正する条例

渋川市下水道条例（平成１８年渋川市条例第２２５号）の一部を次のように改正する。

第２１条中「第７条第２項」を「第７条第３項」に改める。

附　則

この条例は、下水道法等の一部を改正する法律（令和８年法律第６５号）の施行の日から施行する。

理　由

下水道法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

# 渋川市下水道条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

| 改　　正　　案 | 現　　行 |
| --- | --- |
| （公共下水道の構造の技術上の基準）<br>第２１条　法第７条第３項に規定する公共下水道の構造の技術上の基準は、次条から第２５条までに定めるところによる。 | （公共下水道の構造の技術上の基準）<br>第２１条　法第７条第２項に規定する公共下水道の構造の技術上の基準は、次条から第２５条までに定めるところによる。 |